

事は中々容易ならぬ仕事でありまして、幼稚園関係者の熱心なる運動、請願、陳情等に拘らず、延び々々になつて居りました。でありましたが遂に幼稚園関係者の方々の熱意が、至誠が、貫徹を致しまして、大正十五年に今日御列席の諸先生の方々の御盡力も御配慮によりまして、獨立の幼稚園令が制定されるに至つたのであります。

爾來幼稚園の進歩發達は頗る目覺しいものがある様に考へます。其量に於ても又其實に於ても著しい進歩の跡を見るのであります。併し乍ら現状をもつて満足すべきものもは考へて居りませぬ。向今後の研究、今後の改善、發達を要する處が多々ある様に思ふのであります。この講習會は幼稚園令制定第十周年を記念致しまして、之を一つの足掛りとして幼稚園將來の發達の爲に備へる、云ふ意味を持ちまして開催を致した次第であります。皆さんは御暑い折柄、人は或は海に或は山に暑を避ける時にも拘らず、非常な熱心をもつてこの講習に参加して下さつたのであります。何うかこの講習會の趣旨をよく御諒得下されまして、折角短期の講習會ではありまするが、その間充分なる御研鑽を遂げて頂く事を熱望する次第であります。

甚だ簡單でございますが、之を以て一言開會の御挨拶に換へる次第であります。

(司會者)

次に文理科大學學長森岡先生に御話願ひます。

森岡先生は幼稚園令公布の時には文部省の督學官として特に御配慮を頂いたのであります。

## 講 演

森 岡 常 藏

本年は幼稚園令が出来ましてから十年目に當りますので、今日はその幼稚園令制定十年の記念の會としてこの時間をお使ひになる様で御座います。私は今お話の通り、其の當時少しくこの事に參與致して居つた關係でありませう、私にも來

て何か挨拶せよ云ふ事で参りました次第で御座いますが、私の考は、今日はその幼稚園令制定の記念に就きまして、皆様と一緒に喜びの意を表し、序ですから少しく昔の思ひ出話をして見ようかと思ふのであります。僅かの時間だけ礼致します。

今もお話がありました通り、幼稚園に關する規則は小學校令の中にありまして、明治三十三年の小學校の規定の中に織込まれて居つたのが、三十年ばかり経ちまして大正十五年にその獨立の勅令並にその施行規則等が出来た譯であります。これは全く當初より幼稚園の事に非常に熱心に御盡力されたお方のその誠意が茲に至つたものと思ひます。此處に見えて居りますか何うか知りませぬが神戸の望月さん始め非常に熱心な方々が、この幼稚園の事に就て渾身の努力をなさつて、茲に獨立の勅令が出る云ふ事になつた譯であります。然し其の當時の文部大臣岡田良平先生——私は敢て先生と申します。色々な關係に於きまして教を受けました事が多かつたのでありますから私は先生と申します。——その極めて賢明で、教育の事に精勵された、誠に教育の事には熱心に常にお考へになつて居りました岡田良平先生が文部大臣でいらつしやつたのであります。而してこれを助くるに——此處に見えて居りますが——關屋さんが普通學務局長で、これ亦教育の事には非常に御熱心に御計畫になつて居り、教育全般の上から幼稚園の發達を必要とする云ふ熱意のある局長さんがいらつしやつたのであります。それで幼稚園關係の諸君の熱意と當局の賢明なお方のお力の結果がその勅令制定になつた譯であらうと私は確信致します。一方其の間に於て私が少しく此の事に干與した云ふ譯でありまして實は大臣、局長の御盡力の方が遙に大きかつたのであります。私は僅かにそのお助けをしたに過ぎないと思ふのであります。只今も、幼稚園令制定に非常に盡力した様に言はれますけれども、實は局長さんの下で其の仕事のお助けをした云ふ事に過ぎぬのであります。尤も私はずつと昔……今から四十年も前に外國に行つた事がある。其の時に、自分は教育を専門とする立場

でありますので教育の凡ての方面に就きまして視察研究を致しましたのでありますが、其の時に幼稚園の事に就て非常に興味を持つ様になつたのであります。殊に私の心を動かしたのは、フランスの幼稚園を視察した時でありました。或はフランスのは幼稚園と言はない方がいゝかも知れませぬ。母親學校と言つて宜しいであります。皆様御承知の通りレコル・マテルネル……。フランスと言ひましてもバリの町の今の母親學校……即ち幼稚園を十ばかりも彼方此方見たのであります。其の時に非常に私の心を動かしたものがあつた。夏でありましたが、午前七時頃幼稚園に行つて見ますと、労働者の母親らしく見える人が陸續として幼稚園にやつて参ります。一方の手には四、五歳の子供を連れ、腕にはまだ漸く乳離れをした位の小さい子供を抱いて、さう云ふ労働者らしい母親が次々参りまして、それを幼稚園に預けて行くのであります。何の幼稚園に行つても、朝行くさう云ふ光景に接したのであります。幼稚園に這入つて見るに、四、五歳の大きい子供は別の室で砂いじり等をして遊ばせて居る。小さい子供は一人々々搖籠に入れます。さうして泣出す搖籠を動かす。時々牛乳を與へるのでありますが、如何にも其の光景を見て私は感に打たれたのであります。それから夕方は何うするかしらんと思つて……六時頃でせうか行つて見るに、朝連れて來た母親が又ぞろ／＼幼稚園に來ます。さうして御禮を言つて、歩く子供は手を引き歩かない子供は腕に抱き取つて我家に歸つて行くに云ふ有様です。其の光景に接した時の私の感動は非常に強いものがあつたのであります。段々調べて見るに、母親云ふのは皆家の外で働いて居る人達です。さうして父親は無論戶外に於て勞働します。母親も戶外の勞働に従事して居る。放つて置けば家に残つて居る大きい方の子供達は道路にでも出て、危険なものに曝され乍ら不規律な遊びをする。そこでそれを皆幼稚園に連れて來て預けるのです。而も朝から晩迄……その親達は子供の心配はありませぬから熱心に仕事が出来ます。安心して仕事が出来ます。子供も、幼稚園に預けられて、身體の保護は申すに及ばず精神の上からも教育的の世話を受けるに云ふ事になりますから

成程これは必要である。段々世の中の生活が困難になつて来るミ、この施設こそ必要であるミ斯う云ふ風に感じて、私は我國に於ても幼稚園ミ云ふものは斯くなければならぬだらう、嫌だミ言つても斯うしなければ國民の仕事の能率の上にも關係するし、子供の將來の發達の上にも大關係を持つ重大な問題であらうミ考へたのであります。

それから今度は色々幼稚園に關して、教育效果に就て研究致して見たのであります。さう致しますミ丁度ドイツに參りましてライプチヒに私居りましたが、ライプチヒに其の當時シルラーミ云ふ教育學者が居りました。ライプチヒ大學に於きまして其の人の歴史の講義を暫く聞いた事がありますが、其の人が何時であつたか一論文を書いたのであります。それは「國民幼稚園に就て」ミ云ふ問題：：甚だ失禮ですけれども獨逸語で申しますミ「フォルクスキンダーガルテン」ミ云ふ名で書いて居る。其の論文を読んで見て非常に私は其の説に共鳴したのであります。フォルクスキンダーガルテンミ云ふ意味は要するに小學校のフォルクスシュレーム申します語で、國民學校、即ち小學校に當るものが同地に義務的に設けられる様な工合に幼稚園も各地に設けられて、さうして其處で保育を受けるミ云ふ事が國家の凡ての問題：：難しい問題を解決する上の根本なるものだミ云ふ風に論じて居たのであります。其の議論の中に斯う言つて居ります。「金持の子供が幼稚園に來て保育を受けるミ云ふ事に對しては何等異議はない。それを非難する積りはない、けれども殊に幼稚園の保育を必要とするのは農民及び労働者の子供である。其の農民及び労働者が自分達の仕事の忙しいが爲に子供を打やりにして置くミ云ふ事に、多くはなつて居る。それが甚だ大なる缺陷である。その労働者なり農民の子供の健康の上から、又精神の發達の上からこれを助けてやるミ云ふ様な事が、ドイツの産業を進め且つ國民の能率を進める上に大變必要なものだ。故に小學校と同じ様な工合に幼稚園を設けて、努めて農民の子供、労働者の子供を幼稚園に入れて保育する事になければならぬ。」ミ云ふ熱心なる主張であつたのであります。

それから又、これは一時ヘルバルト派の教育が盛であつた頃に聞えた人であるから或は皆さんも御承知でありませうが、ラインミ云ふ人がある。其の人が矢張り同じ様な意見を發表して居る。その意見は先づシルラーミ同じ意見で、もつミ強く言つて居ります。「小學校の教育を義務的にやるミ同じ意味に於て幼稚園の保育を義務的にやらなければならぬ、子供は小學校に来てから一つの修養を受けるミ云ふけれども、實は滿六歳に達する迄の間ミ云ふものは、子供に取つては色々の經驗をするものであつて、其の時に世話の行届いた子供ミ、全く打やりにして居る子供の有様ミ云ふものが非常に違つて來る。でその發達の違つた子供を同じく小學校に入れて教育するミ言つても、過去六年間に於て發達の非常に違つて居る一方の子供は、本當の言葉さへ言ふ事が出來ない。正しい文法を理解しない。話をする術すべも知らない。想像力、記憶力も發達して居らぬ。さう云ふ者ミ、又その反對に世話の行届いた、心身の發達を順當に進めた子供を一緒にして小學校で教育する事が既に困難である。それでは小學校教育——言ひ換へればドイツで言ふ國民教育——國民學校の効果を擧げる事は出來ないのである。故に國民學校即ち小學校の教育の効果を一層よくしようと思ふならば、國民幼稚園ミ云ふものは非常に必要であるのだからこれは將來國家の制度ミして小學校に於けるミ同様に義務的に入れる迄にやる可きものである。」

これは教育の効果から論じて居る。もう一つは社會問題の上から、「今日貧富の争が非常に強いミ云ふのは、小さい時から貧者富者の交りミ云ふものが全くない。社會に出てから交はるから感情の疏通もなく、話をしても考が違ふミ云ふ事になつて貧富の間の意志の疏通を缺き社會問題が激しくなるのである。假令財産に違があつても、それが小さい時から同じ机を並べて交りをして居るミ云ふその感情ミ云ふものは一生纏くものである。後になつてからは、金持の子供は高い教育を受ける、金持でない方の子供は小學校位で終るかも知れぬけれども、其の後は兎に角、小さい時から一緒に學び一緒に遊んだ時代からある感情ミ云ふものは決して抜けるものじやない。これをやれば今日八釜しい社會問題の如きは根

本的にこれを緩和し、融和するこゝが出来やう。斯う云ふ風に論じて居るのであります。尤もシルラーも、社會問題の方に多少觸れて論じて居りました。同じ様な事でありませぬけれども、ラインの方が一層突込んで論じて居つた様で、尙ほ申しますに、「さうするに、小學校に行つて貧乏人の子供に金持の子供が机を並べて一緒に學ぶに云ふ事になるに、金持の子供の上品な行儀作法は、貧乏人の不作法な子供の爲に棄されるに憂ふる者があるけれども、金持の子供が自ら貧乏人の子供を感化する力の方が強い。さう見て宜しい。假令貧乏人の子供の方から幾分悪い影響を受けたにしても金持の社會の者はそれを忍んで、出来るだけ貧窮階級の人をよくしてやる、多少害は受けても其の人の爲を圖る様にするのが道ではないか。其所で根本問題は、小さい時から共に机を並べて一緒に學び一緒に遊ぶに云ふ感情の融和をつける事が根本問題である。それで平等的にやる事は必要である」。私の居つた當時は小學校でも、普通の中流以下の子供の學ぶのこ中流以上の子供の學ぶのこ學級を別にして居つたのであります。中流社會以下の子供は先に申しましたフォルクスシュレーで設けて居ります小學校に這入る。金持の子供は中學校に設けてある豫備校の方に初から這入つて了ふ。さうして中學校を出て大學へ進んで行く。それをライン氏は、「小學校教育は同一學校にしなければならぬ。小さい子供に對する教育を二道にするに云ふ事は不合理である。詰り言ひ換へれば、國民の凡てが小學校で學ぶ様にしなければならぬ。」に云ふ事を唱へて居る。これをドイツ語でアインハルトシュレー。これはヨーロッパ戦争以後に於て大體解決したさうであります。今日ドイツでは、大工の子供でも四年間は必ず小學校に這入るに云ふので、基礎學校を設けて憲法で規定して居るのであります。であります。が私の居つた頃は……四十年前、貧富兩階級の子供を小學校で一緒に教育しなければならぬ。その意味から言つても國民幼稚園の必要があるに斯う云ふ風に論じて居たのであります。さう云ふ事が私の頭に強く這入つて居りましたから、幼稚園令を制定して幼稚園の事業を進めて行く事は必要であるに常に考へて居つたのであります。

それで——甚だ私の事許り言つて相済みませぬが——西洋から歸りました明治三十六年「幼稚園を論ず」云ふ論文を書いたのであります。これは私の昔書きました「教育學政治」の後に附録としてつけて置きました。幼稚園の必要を其の當時から考へたのであります。成可く年寄らしくしたくない、將來の理想を語るならばしたいと思つて居るが、今日は負惜しみを貫く事は出来ぬから昔話をする事になりましたが、これは實は私の不本意とする所であります。

そこで先程申しました様に、幼稚園御關係の方々の熱意が段々高くなつて、……そこで恐らく關屋局長が當時のその熱心な關係者のお話をよく聞かれたのでありませう。此所に、幼稚園に關する勅令を獨立に作る必要ありと考へられた。それを岡田文部大臣に話された事と思ひます。恐らく後に關屋さんから直接お話があらうと思ひます。私が間違つて居るかも知れませぬが、初は岡田先生も極く熱心ではなかつたかも知れぬ。云ふのはまだ小學教育、國民教育に不充分的な點があつて、此方に大いに力を入れなければならぬじやないか。幼稚園も必要であるが先に爲す可き事があるじやないか云ふ思召があつたと思ひます。其のお考に就きまして關屋局長からお話があつたでせうが、私も關屋局長に二回ばかりお目にかゝつて、私共の、教育上重要問題である云ふ理由を申上げたのであります。私の感ずる所でも、初め申上げた時は、もつと重要な問題から先にやらなければならぬじやないかと言つた様に思ひますが、段々話をして参りますと、そこは賢明な岡田大臣だけに、よく私の話をお聞き取り下さいまして、「成程教育政策的の見地から見ると、幼稚園云ふものは大切なものである。何か獨立の法令を設ける必要がある」と後には決意をされたのであります。さうして先程のお話がありました通り、勅令を作る云ふ事は或は其の事に御關係のない方からは何でもない様に思召すかも知れませぬが、勅令制定云ふ事は却々手續も重大でありますし、事は困難であります。けれども、岡田大臣は進んで、それでは幼稚園令を作らうと云ふ事で種々の困難を打破つて、……色々の故障もあつたでせう、それ等の點を適當に説明もされ、計畫もさ

れまして、こゝに愈々幼稚園令といふものを制定する云ふ事を非常に熱心に御盡力になつたのであります。過去に於て色々の故障も多少あつたご想像出來ますけれども、それを押破つて重大なる勅令制定の問題に奮闘されたのであります。その岡田さんの熱心から結局幼稚園令云ふものが出來た譯だらうと思ふのであります。今日十年を記念するに當りまして、若し岡田良平先生が御存命であるならば是非此の席上にお臨みを願つて、其の岡田先生から當時のお話を聞いたならば、皆さんにも非常にお感じの深いものがあつたらうと思ひます。如何せむ、今日は故人になられました。私は皆さんと一緒に岡田先生の在天の英靈に向つて感謝の意を表し度いと思ひます。

そこで、岡田さんがお考へになつたのは、教育問題と同時に社會政策の見地からの考へ方であつたのであります。故に大正十五年の幼稚園の規則云ふものは、從來の規則と趣が多少違つて、社會政策的の方面の事が多く加つて居るに信じます。これは内輪を申す様ですけれども、初め岡田さんは、勞働に従事する者の多く住んで居る町等へは府縣知事から幼稚園を強制的に設立せしめても宜しい云ふお考であつたのであります。けれどもこれは色々の事で止めましたけれどもその意味は當時の文部大臣訓令の中に出て居ります。「戸外に働く人(夫婦共)の住んで居る所では幼稚園を設けその子弟を保育する様に府縣知事は盡力せよ」云ふ意味の事があります。何うも多くの人はその條文だけ見て、その精神を表して居る訓令等を少しもよく讀んでくれない嫌ひがあつて遺憾に思ふのであります。條文を理解する事はもごより必要ですけれども、其の當時の事情、當局の希望なり理想なりは多くの場合訓令に示してあるのであります。當時の訓令を御覽になりますと、その事情がよく分るのであります。

それから保育の時間の如きも、從來は何時間か、午前中に限定して居りましたが、あの條文の中には明瞭にありません。ぬけれども、訓令の中を御覽になるに、幼稚園は事情に依ては朝から夕方に及ぶ迄開いて置いて宜しい云ふ事が書いて



ある。詰り勞働に従事する父母、殊に母親の爲等を考へられて、幼稚園を開いて居る時間は朝から晩迄で宜しい、斯う云ふ注意迄してあるので、それ等を御覽になりましても如何に教育政策的の見地からあの勅令を出されたか云ふ事が明かになると思ふのであります。

それから、幼稚園と言へば大抵二、三歳頃、我國の幼稚園は三歳から三歳まで居ります。然しフランス等は二歳から三歳まで居る。けれども他の……例へばイギリス等も……或は三歳であつたかも知れませぬが、ナーセリースクールがイギリスに其の後出来ました。彼の國の法令を見るに、三歳二歳もあります。まあ二、三歳頃から幼稚園に子供を收容して保育致しますが大正十五年の改正に於ては、その必要ある場合には三歳未満の幼児をも入園せしめる事が出来ると思ひます。これ等も先に私が申しましたフランスの母親學校等の事情を照し合して見るに、教育政策的の見地が多く這入つて居る云ふ事もお分りにならうと思ひます。子供で親の手足纏ひになるのは、大きい子供もですが小さい子供であると思ふ。吾々が旅行致しましたも農家の方は田畑に行つて働いて居ります。さうするに赤ん坊等が道端に坐つたり何かして居る。母親は時々其の子供の爲に心が牽かれる様である。時々は乳も飲ませなければならぬ。云ふので始終心が惹かれて居る。場合によるに大きい……もう小學校に這入つてもいゝじやないかと思ふ子供に、赤ん坊のお守りをさせて居るのを見受ける。若し大正十五年の改正の趣意がよく徹底致しまして、三歳未満の幼児をも幼稚園で保育する事が出来るなら、農家の母親もさう云ふ子供に心が惹かれて仕事に多少悪き影響……充分仕事が出来ない云ふ様な事がなくなる譯ではなからうかと思ふ。さうして見るに先に申しましたシルラーミカライン等の唱へました國民幼稚園の主張云ふものは誠に意義の深いものであると思ふのであります。

まあさう云ふ事もあり得る様に今の幼稚園令云ふものは出来て居るに云ふ事は御承知の通りであります。それで何う

か……經費もかゝるでせうけれども、國民の仕事の能率の上に關係する問題でもあり、國力の増進にも關係する問題であり、同時に教育上重要性を持つて居るものすれば法律が許したならばこの國民幼稚園主義に今の幼稚園令の意味を活用する事を私は希望して止まざるものであります。

尙ほ色々私考へる點があるのでありますが、この幼稚園云ふのは、初め公に出來たのは本校であつたと思ふ。明治九年。所が段々古い記録を調べて見るに、此處の幼稚園が出來たのは餘り樂々に出來たのじやない。明治八年の七月七日に當時の文部大夫田中不二麿氏の名を以て太政大臣三條實美公に對して幼稚園開設の議の伺が出て居る。所がそれに對しまして太政官は八月二日附で「伺ノ趣聞ト、ケ難ク候事」云ふのが出て居る。そこで文部省に於きましては更に八月二十五日に再應伺を太政官に出して居るのであります。さうしてその二番目の伺に依りまして明治八年八月二十五日の伺に對して、九月十三日に至つて三條太政大臣から「伺ノ趣聞ト、ケ候事」云ふので成立つたのであります。却々樂には出來ぬ。

今それを言ふのじやない。再應伺の中で斯う云ふ事があります。今日は略して讀みますが、「右幼稚園ノ議ハ兒輩ノ爲良教師ヲシテモット扶育誘導セシメ遊戯中知ラズ識ラズ就學ノ階梯ニ就カシムルモノニシテ教育ノ基礎全クココニ立ツ可ク……」書いてあります。教育の基礎は幼稚園に立つ云ふ意味で伺の趣旨が出來て居る。詰り小學教育を起す云ふ事に致しましても、その教育の基礎を立て、置かなければならぬ。その教育の基礎は幼稚園で立てるのだ。斯う云ふ風に私は解釋致します。でその意味を推して考へますとこの議論は自ら、先に申しましたシルラーやラインの唱へて居る小學校入學前の教育が實は教育の基礎をなして居るのであるから、小學校教育云ふものを眞に任務を果さしめる爲には矢張り保育を充分に行ふ必要あり云ふ所の意味が自らそれなくこの中に暗示されて居るのじやなからうかと思ふ。さうじやありませんまいか。幼稚園を設ける云ふ一つの趣旨は、教育の基礎を此所に立てよう云ふのであります。でありますか

ら、小學教育でやればいゝじやないか云ふがさうでない。基礎を早くからやる必要がある。それで、さうやつて行けば小學教育も發達する云ふ意味には書かれたのであります。さうするに家庭教育を補ふ云ふ事は無論の話であります。が、そればかりではない。教育の基礎を設ける云ふ議論も新たなる見地から立てられる譯ではありませんまいか。丁度ライオンやシルラーが言つた様に。子供が生れて後の三年間の期間云ふものは大學で學ぶより大きいものである云ふ事は考へられる。さうするに、幼稚園は家庭教育を補ふ云ふのは、無論意味は其の通りであります。同時に教育の眞の基礎を造るものになる、斯う云ふ事にもなるのじやないか。然もこの明治八年の八月二十五日の文部省の再應伺ひの内にさう云ふ意味が書かれて居る云ふ事は、私は教育的の見地から見て興味深いものがあると思ふのであります。

尙ほ私の四十年許り前、外國を見まして、初め豫期したのは、フレーベル云ふ人はドイツの人であるからドイツの幼稚園は非常に發達して居るだらうと思つて行つて見た所が案外であります。フランスの幼稚園には非常に感服致しまして深き感に打たれたのであります。ドイツに至つては失望したのであります。其の當時私の調べが間違つて居なければ、ドイツに於ては公立幼稚園云ふものが一つもなかつた。僅かに私立の幼稚園があつた云ふ状態であると思ひます。勿論私立幼稚園と言ひましても却々考の深い施設をして居りました。例へばベルリンのコミュニュースキングーダールテン……其處に行つて保姆の方色々話して居るに、斯う云ふ事を言ひました。「何うも小學校へ行くに、餘り今迄の生活に變動が激しい。家庭生活なり幼児の生活はもつと自由であるのを、小學校にはいるに一足飛びに時間割を立て、規律一方の教育をする。結局教育はさうでなければならぬが、餘り家庭から學校に移る變化が一足飛びである自分は信ずる。故に自分の幼稚園ではこれからやらうと思つて居るのであるが、ベルリンの市役所に話して父兄が希望するならば、この二箇年幼稚園の教育をして行き度いと思ふ。この教育は無論幼稚園ではない、小學教育をやるが、幼稚園

でやつたのミ所謂小學教育へ移り變る教育の關係を圓滑にして、滑らかに自然に學校生活に導いて行き度いミ云ふ考から、市役所に願つて許可を受ける積りであるにミ云ふ話をして居りました。これは一寸面白い考へ方じやないかと思ひます。それミ似た様な事はフランスにもあります。考へて居る人はあつたミ云ふ事丈は言へるが、幼稚園ミ云ふものは甚だ振はざる状態であつて、法律が一つもないミ云ふから随分酷いと思ふ。これは皆さんも、教育史だけをお調べの時、種々の事情が然らしめたのでありますが、兎に角私の行つた明治三十三、四年頃は今申した状態であつた。所が時勢が進みますミドイツでも何時迄もさう云ふ状態はありませぬ。千九百三十年：：四、五年前十二月九日にドイツでも幼稚園ミ云ふものゝ規則を制定したのであります。その規則の目的を見ますミ、幼稚園ミ云ふのは満二歳以上六歳迄の幼兒を、而も十名以上、一日中或は半日間教育的保護の目的を以て收容する所のハルボオッフエン：：ハルボオッフエンミ云ふのは或時間丈幼稚園に寄越す、半分開くミ云ふ意味です。寄宿させる方は、シュロッセー閉じる、ミ云ふ言葉を使つて居ます。一日の中或時間丈幼稚園へ來るのをハルボオッフエンミ云ふ。その幼兒保育施設なりミ説明して居ります。詰り幼稚園の中に住込ます意味じやない。或時間丈來て保育を受けるミ云ふ施設を説明したのであります。それからドイツには、今迄幼稚園ミ申すミ Kindergarten ガルテン：：此の中に色々な名稱のものが出來て居つたのであります。例へば小さい子供の學校：：クライン Kindergarten シュレー、或は保護學校：：バルテンシュレー、これは就學前満六歳迄の子供を保護するものを言ふのであります。 Kindergarten ガルテンもそれですが、又もう一つある。これは：：託兒所ミ申しませうか。フォルト、或はハイム。これは本來は満六歳以下じやない。學校に這入つて居る子供が家へ歸つても親は勞働に従事して居らぬから道路に出て危険な遊びをするより方法がない。其の爲に託兒所が出來た。本來は六歳以上の子供であつたが、段々變つて幼兒をも世話する様になつて居る。恰も日本の託兒所の如きものであります。その小さい子供の世話をする託兒所：：フォルト、

ハイム、それ等を千九百三十年の幼稚園の改正に依て斯う云ふ風になつて居る。「官公的事務の上に統一的に凡て幼稚園の名稱を用ふべし」斯うやつて居るのであります。で、初め申した二、三は事實幼稚園さう違はぬ。機關が違ふ。起りが違ふ。が大體フレーベルの起した幼稚園ミ違はない。所がフォルト、ハイムミ云ふ託兒所は、これも機關は違ひますけれども、或部分は幼児の世話をする事はまあ幼稚園ミ似た様な點もある。さう云ふ方面に向つては千九百三十年の規則に於て凡て統一的に幼稚園の名稱を用ひよミ申すのであります。願くは我國に於ても然らしめ度いミ私は希望して居ります。たゞ子供の身體の世話をする許りじやない。世話をする以上は身體の擁護の上の事は勿論、教育的に世話するのがいゝミ思ふ。幼稚園的に保護の實を擧げる方が勝つて居るミ思ひますから、同じ様な機關を、所管を變へて、或は甲ミ言ひ乙ミ言ひ、似た様な事でお互に仕事の支障を來す様な事は實に國家の上から詰らぬミ思ひます。故にドイツの千九百三十年の規則改正の如く、凡て名稱を幼稚園ミ稱し、その實も幼稚園の様にやる事を私は希望して已みませぬ。もつミ突込んで申上げますミ、日本でも色々さう云ふ考はないではない。皆さんには恐らくあるでせう。文部省の當局者ミしても大正十五年の當時から其の考無きにしも非ずでありましたけれども、色々の事情の爲に甲は甲ミ言ひ幼稚園は幼稚園……云ふ事で出來て居るから、これは國家の教育事業ミ考へ國民の將來に關する問題ミするならば所管争ひは詰らぬミ思ふ。ドイツのやり方に多少學ぶのがいゝのではないか。乍然事柄ミ云ふものは……歴史のあるものは容易に改まらぬものであります。皆さん、歴史ミ云ふものはさう無造作に變へられるものではないのであります。單り此の託兒所問題のみではありません。凡ての問題は歴史があつて其所に一種の力がありますから、理想ミして私は以上の様に申しましたが實行の上からは紆餘曲折を経なければならぬ點もあらうかミ想像致します。但し私は教育者の立場ミして自分の希望を卒直に申上げた次第であります。

それに就きましては、幼稚園保育に當られる皆さんが、單に形式の保姆にならず、眞に次の時代の國民の心身の發達を來すその基礎的事業をやるに云ふ：眞の保育の實を上げる様にして頂き度い。さうでなければ大きい事は申されないのであります。幼稚園事業に當る者が一致協力して從來の缺點を改める。たゞ、行き方に隨て、慣例に隨てやるに云ふ様な事ではなくて、魂をこめて幼児の教育に従事して下さつたならば恐らく私の希望する様な事も實現する機會は生ずるだらうに考へて居るのであります。

私は以上申した様な色々の關係上、幼稚園の規則制定に關係致しましたので、こゝに十周年を迎へて喜びの餘り御挨拶の積りで出たので、たゞ自分の所感を少し述べて皆様のお聞きを煩はしたのであります。失禮致しました。

(司會者)

次に關屋先生が御話下さいませ。

先生は幼稚園令公布の當時は文部省普通學務局長として特に直接この任に當り御盡力下さいましたのであります。

## 講 演 關 屋 龍 吉

只今森岡先生から幼稚園令の制定の當時の思ひ出に就てのお話を織交ぜられまして、内容的に幼稚園の事業に就て色々御抱負に御意見に承はる事が出来まして、私共も非常に啓發されたのであります。

私は本日此處に出てお話をする様に云ふ御命令を受けましたけれども、唯當時其の局に當つて居つた、云ふ關係だけでありまして、何等自分の學說で教育的の意見を持つて居る次第ではありませぬので、ほんの手短かに、其時分の思ひ出の一端を申述べまして只今お話のありました森岡先生のお話と併せて當時の事情を御諒察願ひ、この十年の記念を機會に更にこれから十年、二十年の後、益々この事業の發展致して参ります様に希望の餘り、唯當時の回想を申上げる事で御